

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

訓 令		ページ
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令	(文書課)	1
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令	(人事課)	2
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	2
<b>北 海 道</b>		
<b>北海道教育委員会 訓 令</b>		
<b>北海道警察本部</b>		
○北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令	(教育庁生涯学習課)	4

## 訓 令

### 北海道訓令第2号

本 庁  
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「 法人局学事課 法人局法人団体課 法人局独立行政法人課	学 事 法 人 独 法	を
「 教育・法人局学事課 教育・法人局総合教育推進課 教育・法人局法人団体課 教育・法人局大学法人課	学 事 総 教 法 人 大 法	に改め、

「（計画推進課、土地水対策課及び総合教育推進課を除く。）」を削り、「政策局計画推進課」を「計画局計画推進課」に、「政策局土地水対策課」を「計画局土地水対策課」に、

「 政策局総合教育推進課 | 総 教 | を

「 計画局統計課 | 統 計 | に、

「 情報統計局情報政策課 | 情 政 | を  
情報統計局統計課 | 統 計 | 」

「 次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課 | デ ジ 推 | に、  
次世代社会戦略局情報政策課 | 情 政 |  
次世代社会戦略局科学技術振興課 | 科 技 | 」

「 地域創生局地域政策課 | 地 政 | を  
地域創生局胆振東部地震災害復興支援室 | 復 興 | 」

「 地域創生局地域政策課 | 地 政 | に、

「 交通政策局交通企画課 | 交 通 | を  
交通政策局新幹線推進室 | 新 幹 線 | 」

「 交通政策局交通企画課 | 交 通 | に、

「 福祉局地域福祉課 | 福 祉 | を  
福祉局施設運営指導課 | 施 運 | 」

「 感染症対策局感染症対策課 | 感 染 症 | に、  
福祉局地域福祉課 | 福 祉 | 」

「 食関連産業室 | 食 産 | を  
経済企画局経済企画課 | 経 企 |  
経済企画局国際経済室 | 国 経 |  
観光局 | 観 光 | 」

経済企画局経済企画課  
経済企画局国際経済課  
食関連産業局食産業振興課  
観光局観光振興課

経 企  
国 経  
食 産  
観 光

に、

産業振興局産業振興課  
産業振興局科学技術振興課

産 振  
科 技

を

産業振興局産業振興課

産 振

に改める。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**北海道訓令第3号**

本 庁  
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

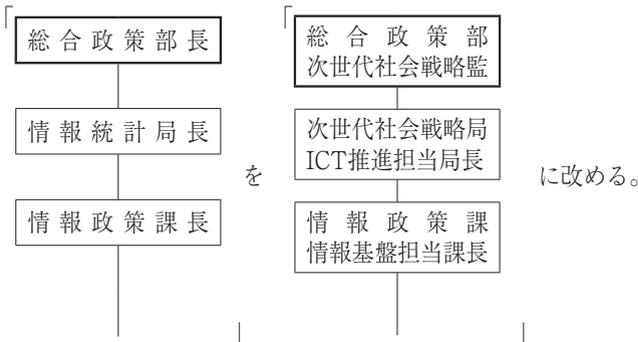
令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令  
(北海道自家用電気工作物保安規程の一部改正)

**第1条** 北海道自家用電気工作物保安規程(昭和42年北海道訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総合政策部長」を「総合政策部次世代社会戦略監」に改める。



(北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正)

**第2条** 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程(平成8年北海道訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総合政策部長」を「総合政策部次世代社会戦略監」に改める。

第9条第1項第1号中「総合政策部情報統計局情報政策課長」を「総合政策部次世代社会戦略局情報政策課情報基盤担当課長」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「総合政策部長」を「総合政策部次世代社会戦略監」に改める。

(北海道共同研究規程の一部改正)

**第3条** 北海道共同研究規程(昭和60年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第7条第4項中「経済部長」を「総合政策部次世代社会戦略監」に改める。

(北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正)

**第4条** 北海道職員の勤務発明等に関する規程(昭和60年北海道訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「経済部長」を「総合政策部次世代社会戦略監」に改め、同条第3項中「経済部産業振興局科学技術振興課長」を「総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課長」に改める。

第18条中「経済部産業振興局科学技術振興課」を「総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課」に改める。

(競争入札参加者審査委員会規程の一部改正)

**第5条** 競争入札参加者審査委員会規程(昭和48年北海道訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総合政策部長」を「次世代社会戦略監」に改める。

別表中「情報統計局情報政策課長」を「次世代社会戦略局情報政策課長」に、「会計管理室調達課」を「会計管理室調達課長」に改める。

(胆振東部地震災害復興支援室規程の廃止)

**第6条** 胆振東部地震災害復興支援室規程(平成30年北海道訓令第13号)は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**北海道訓令第4号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「知事室長」の次に「、次世代社会戦略監」を、「アイヌ政策監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策監」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第3項第24号中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同項中第35号を第36号とし、第34号を第35号とし、第33号を第34号とし、同項第32号中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第31号中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同号を同項第32号とし、同項第30号中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同号を同項第31号とし、同項第29号中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同号を同項第30号とし、同項第28号中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号中「第18条の16」を「第18条の18第2項」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 第18条の18第1項の規定に基づき、特定粉じん排出等作業に係る措置を行うことを命ずること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第63号を削り、第64号を第63号とし、第65号から第68号までを1号ずつ繰り上げ、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第11項中第26号を第28号とし、第25号を第27号とし、同項第24号中「第29条第17項」を「第29条第19項」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号中「第29条第16項」を「第29条第18項」に、「同条第14項」を「同条第16項」に改め、同号を同項第25号とし、同項第22号中「第29条第15項」を「第29条第17項」に、「同条第13項又は第14項」を「同条第15項又は第16項」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号中「第29条第13項又は第14項」を「第29条第15項又は第16項」に改め、同号を同項第23号とし、同項第20号中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改め、同号を同項第22号とし、同項第19号中「第29条第9項及び第10項」を「第29条第11項及び第12項」に改め、同号を同項第21号とし、同項第18号の次に次の2号を加える。

(19) 第29条第4項の規定に基づき、有料老人ホームの設置等に係る届出があった旨を市町村長に通知すること。

(20) 第29条第5項の規定に基づき、同条第1項から第3項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホームを発見した旨の市町村長からの通知を受受すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第13項第4号中「第70条第2項」を「第64条第2項」に改め、同項第5号中「第70条第7項」を「第64条第7項」に改め、同項第6

号中「第71条第2項」を「第65条第2項」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第32項第6号及び第7号中「解除」を「その解除」に改め、同事項に次の1項を加える。

33 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）の施行に関する事務

(1) 第4条第1項の規定に基づき、防災重点農業用ため池を指定すること。

(2) 第4条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防災重点農業用ため池の指定又はその解除に関し、関係市町村長の意見を聴くこと。

(3) 第4条第3項の規定に基づき、防災重点農業用ため池の指定を解除すること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第4項第15号中「第48条第15項ただし書」を「第48条第16項第1号」に、「建築物を許可する」を「特例許可を受けた建築物の増築等について特例許可をする」に改め、同事項第19項第10号中「第30条第1項（第31条第2項）」を「第35条第1項（第36条第2項）」に改め、同項第11号中「第30条第3項（第31条第2項）」を「第35条第3項（第36条第2項）」に改め、同項第12号中「第32条」を「第37条」に改め、同項第13号中「第33条」を「第38条」に改め、同項第14号中「第34条」を「第39条」に改め、同項第15号中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第16号中「第37条」を「第42条」に改め、同項第17号中「第38条第1項」を「第43条第1項」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同表の保健所の事項に次の1項を加える。

13 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務

(1) 第3条第1項の規定に基づき、麻薬取扱者（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者に限る。以下この項において同じ。）の免許を行うこと。

(2) 第4条第1項の規定に基づき、麻薬取扱者に対し、免許証を交付すること。

(3) 第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、麻薬取扱者の免許に係る麻薬業務所における麻薬に関する業務又は研究を廃止した旨等の届出を受受すること。

(4) 第7条第3項の規定に基づき、麻薬取扱者が死亡し、又は解散した旨の届出を受受すること。

(5) 第8条の規定に基づき、麻薬取扱者に係る免許証の返納を受けること。

(6) 第9条第1項の規定に基づき、麻薬取扱者に係る免許証の記載事項の変更の届出を受受すること。

(7) 第9条第2項の規定に基づき、麻薬取扱者に係る免許証の書換え交付を行うこと。

(8) 第10条第1項の規定に基づき、麻薬取扱者に係る免許証の再交付を行うこと。

(9) 第10条第2項の規定に基づき、亡失した麻薬取扱者に係る免許証の返納を受けること。

別表第5の18の事項中「女満別空港及び」を削り、同表の24の事項第15号中「第48条第15項

ただし書」を「第48条第16項第1号」に、「建築物を許可する」を「特例許可を受けた建築物の増築等について特例許可をする」に改め、同表の39の事項第10号中「第30条第1項（第31条第2項）を「第35条第1項（第36条第2項）に改め、同事項第11号中「第30条第3項（第31条第2項）を「第35条第3項（第36条第2項）に改め、同事項第12号中「第32条」を「第37条」に改め、同事項第13号中「第33条」を「第38条」に改め、同事項第14号中「第34条」を「第39条」に改め、同事項第15号中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同事項第16号中「第37条」を「第42条」に改め、同事項第17号中「第38条第1項」を「第43条第1項」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

別表第6の職員監、危機管理監、地域振興監、交通企画監、東京オリンピック連携推進監、アイヌ政策監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「危機管理監」の次に「、次世代社会戦略監」を、「アイヌ政策監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策監」を加え、同表の精神保健福祉センター所長の決裁事項の項中「事務長」を「次長」に、「庶務課長」を「総務審査課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 北 海 道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部

北 海 道  
北海道教育委員会訓令第1号  
北海道警察本部

庁 中 一 般  
部 局

北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北 海 道 知 事 鈴 木 直 道  
北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏  
北海道警察本部長 小 島 裕 史

北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道生涯学習推進本部設置規程（平成2年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課」を「北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課」に改める。